

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 8 月 25 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榑 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置 (22年度)	令和元年度の措置状況	担当課
<p>2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (7)建物、構築物等</p>	<p>【大字平柴1】(報告書40ページ) 最大の問題は契約がない状態のまま、無償使用状態が相当期間継続している点。平成15年度調査により特定され、それまで公有財産台帳が無かったため、平成15年当時に揃えることができた資料以外その経緯を示す資料が存在していない。 昭和35年以降、現地がどのような状態であり、どのような経緯で上記家屋が建設されたのかが不明であるが、明確なことは市民負担の公平性を欠いていることである。平成15年調査後、問題の対応ができていない市有地の中でも最も問題の大きい市有地のひとつで、早急な対応が必要。</p>	<p>用水組合が所有権を主張していることから、過去の文献調査や関係者に聞き取り調査を行うなど事実確認を行っている。 大正11年に国から水利組合に払下げが行われた土地であり、不法占拠されていないことが判明した。払下げの際に、適法の水利組合設置の場合は市より所有権を移す協定を水利組合と締結していることから、今後の所有権を明確にするため、組合が法人格を有した際には譲渡する条件で使用貸借契約を締結した。</p>	<p>管財課</p>
<p>2 公有財産に関する個別問題 (4)長野市財務規則準拠に関する問題点 ④第141条(境界の確定)に規定する境界確定の未実施</p>	<p>【旧大岡村未調査財産①、③、⑤、⑥、⑧】(報告書74ページ) 下記については対応が必要である。 ・市有地が未登記の可能性のあるもの(①)。</p>	<p>①市道大岡権内児玉橋線は、昭和50年頃新設し、平成2年頃過疎法適用の県代行事業により拡幅工事が実施された。 指摘された敷地の未登記の理由については、調査中であり、現在相続が発生している。よって相続後、地権者と折衝し、分筆を行い、所有権を長野市に移転する。</p>	<p>印鑑証明書の提出が困難であった相続人が令和元年お亡くなりになったため、その相続人から登記に必要な相続書類が提出され、長野市への所有権移転登記が完了した。 大岡支所 (監査当時の担当課:監理課H27から所管変更)</p>
<p>3 その他の普通財産貸付に関する問題点 (2)分譲団地残地の駐車場</p>	<p>【若槻団地残地、大豆島東団地残地】(報告書112ページ) 平成13年10月に公表された平成12年度の包括外部監査の結果に対する措置で、小規模土地の管理の基準を平成13年度中に策定するにもかかわらず、いまだに基準が策定されていないのは問題である。 また若槻団地及び大豆島東団地残地については賃貸契約を締結していない。契約を締結する必要がある。</p>	<p>小規模土地の管理の基準については、今後も引き続き検討していく。 また若槻団地及び大豆島東団地残地の賃貸借契約については、現地及び経過を再確認するとともに、関係者への聞き取り調査を行い、地元への売却又は有償貸付を実施する。 関係地区と譲与等について協議した結果、地区にて管理コストをかけてきた経過があるため、当面無償貸付を行い、区が法人格を有した時点で譲渡に向け協議する条件を付し使用貸借契約を締結した。</p>	<p>管財課</p>